平成２２年（フ）第９３２７号
大阪府吹田市津雲台６丁目19番１―403号
債務者　光永　朋子（旧姓尾木）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３３１号
大阪府門真市上野口町28番38号
債務者　ムライエ商事こと　村家　　晃
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３３８号
大阪市東淀川区井高野３丁目９番４―404号
債務者　茶谷　文博
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３３９号
大阪市東淀川区井高野３丁目９番４―404号
債務者　茶谷　清美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３４１号
大阪市淀川区塚本２丁目28番５号　吉恵ハイツ　３―Ｄ号
債務者　上村　　正
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３４７号
大阪市中央区島之内２丁目４番１号　ロイヤルメドウ東心斎橋Ｇ―４
債務者　辰巳　昭治
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４９２号
大阪府高槻市芥川町３丁目２番18号
債務者　山上　　毅
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５０９号
大阪府四條畷市大字南野2478番地
債務者　内田　弘明
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５２９号
大阪市住之江区北島１丁目５番19―108号
債務者　辻田　末子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５３２号
大阪府吹田市五月が丘東13番18―402号
債務者　瀬戸家喜美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５３４号
大阪市鶴見区緑２丁目２番14号
債務者　青木　未希（旧姓小檜山）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５３８号
大阪府吹田市高野台１丁目１番Ｃ１―1010号
債務者　一原　清美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４２号
大阪府四條畷市清滝新町15番201号
債務者　田中美佐野
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４３号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目14番９―５号
債務者　勝島　京子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４６号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―211号
債務者　髙山順子こと　金　　順子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４９号
大阪府枚方市星丘２丁目26番25―202号
債務者　川口　照美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５５０号
大阪市天王寺区上本町９丁目２番７―615号
債務者　百津　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５５１号
大阪府門真市舟田町12番１号
債務者　山本　　修
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部